

18世紀前半におけるオスマン帝国と ハプスブルク君主国間の通商条約

松 井 真 子

キーワード：オスマン帝国、ハプスブルク君主国、通商条約

はじめに

1699年オスマン帝国は、建国以来最も屈辱的なカルロヴィッツの講和を結ぶ。これは1683年の第二次ウィーン包囲が無残な失敗に終わったのち、この直前最大版図となったオスマン帝国が、敗戦をつづけついに締結を余技なくされた講和条約であった。

15世紀から16世紀にかけてその軍事力を背景に、アジア・アフリカ・ヨーロッパの三大陸にまたがる大帝国となり、西ヨーロッパ世界に脅威を与えてきたオスマン帝国は、はじめて恒久的にその領土の一部を失った。しかし、この時点をもってオスマン帝国がすぐに滅亡したわけではなく、弱体化の一途をたどったわけでも実はなかった。17世紀前半はオスマン帝国が大規模な内乱の時代を経験し、キョプリュリュ家がこの立て直しを図った時代でもあった。17世紀後半にはキョプリュリュ家出身の大宰相による第二次ウィーン包囲失敗が敗戦の講和1699年につながるのであるが、近年の研究は17世紀を危機の時代であると同時に再編の時代ととらえ、この時点から最終的な1922年の滅亡まで2世紀以上命脈を保つ後期オスマン帝国を支えた制度変革が、官僚機構再編をもってなされた点を重視している¹⁾。実際、ヨーロッパ諸国との戦争で1718年には再び敗戦しパッサロヴィッツ条約が締結されるが、1739年にはベオグラードを奪回する勝利をおさめ、同年のベオグラード条約は戦勝国として締結した。

著者は、オスマン帝国のアフドナーメを手がかりに、この帝国をめぐる地中海通商秩序の変容を研究してきた。その過程で友好国に対するカピチュレーションを主にその主要対象国、フランス、イギリス、オランダのカピチュレーションを検討することでその核となる規定を改めて考察した。研究が進むにつれ、オスマン帝国が発出したアフドナーメに通商居留勅許恵与型（すなわちカピチュレーション型）と講和条約型の二種があり、そのどちらもが通商秩序形成に関連していたこと、しかし後者は専ら敵対国との戦争関連で論じられることが多く、これまで通商秩序に関する研究への利用が稀であっ

たことが分かってきた。カピチュレーション型のアフドナーメと講和条約型のそれは従来合わせて論じられることはあまりなく、またそれを試みる研究に対する批判も呈された²⁾。しかし近年の研究で敵対国との通商条項が例えばポーランドについて明らかになるにつれ³⁾、やはり両者を総合的に論じることがオスマン帝国をめぐる通商秩序変容を分析するうえで必要と筆者も考えるようになった。

そこで本稿では、旧来の主要敵国であった、ハプスブルクとの1718年通商航海条約と1747年の友好通商条約をとりあげ検討する。なお1718年通商航海条約に関しては、1718年パッサロヴィッツ条約と同時に締結され、パッサロヴィッツ条約自体にも通商居留関連の条項があるためその条項についても併せて検討する。

主な史料について

オーストリア文書館所蔵と考えられる原本については今回は参照できなかった。オスマン語テキストはイスタンブルのオスマン文書館に所蔵されている写しを利用したが、これはおそらく同時代に記録されたものではなく、同時代の台帳から後代に抜粋・編纂されたものと推察される。分類番号は「諸外国台帳 *Düvel-i Ecnebi Defter*」のA {DVNSDVE d. 57/1}であり、カタログには「ハプスブルクとの盟約台帳1567～1795年（975年ラマザン月から1210年ジュマダー・アル・アーハル月）*Nemçeli Ahid Defteri 1567-1795 (N975-C1210)*」として分類されている。また1747年の友好通商条約については同台帳群のA {DVNSDVE d. 59/3}「ハプスブルクとの条約の書台帳 *Nemçe Ahidname Defteri*」に別記されていたためこちらを参照した。これら2冊をふくむ諸外国台帳類は全111冊からなり、ほとんどは国別に分類されている⁴⁾。ハプスブルク君主国（オーストリア）関連の台帳は最も多く13冊である。そのほとんどは勅令集であり、大使や領事を通じて提出された請願書 *arzhal* アルズハールに対するオスマン帝国の対応を勅令として発布した際の写しからなる。なお執筆にあたっては、適宜刊行された条約集も参照した。

1. 18世紀初頭までのオスマン帝国とハプスブルク君主国

12世紀から13世紀に世紀が変わろうとする頃、アナトリア半島の北西部で頭角を現し始めたトルコ系の遊牧騎馬民の集団が、15世紀半ばにビザンツ帝国を滅ぼし、16世紀にはアジア、アフリカ、ヨーロッパの三大陸にまたがる大帝国になるとは、同時代の地中海世界の人々の予想だにできなかったことであろう。昔日の面影なくその版図を縮小していたビザンツ帝国に隣接した地域からオスマン勢力は、バルカン半島とアナトリアの両面に拡大し始めた。中世地中海世界にあった3つの文化圏、ギリシア東方正教会文化圏、アラブ・イスラーム文化圏、ラテン・カトリック文化圏のうち、前二者をほぼ併呑し、オスマン帝国は、ラテン・カトリック文化圏と直接対峙することになった。このラテン・カトリック文化圏の最前線であったのが、ハプスブルク家の神聖ローマ帝国で

あった。15世紀以来、第一次世界大戦の結果両帝国が解体する20世紀初頭まで両帝国はほぼ主要な交戦国どうしであった。オスマン史家のV・アクサンは17世紀以降のオスマン帝国の戦線を3つの地域に分けている。①バルカンのドナウ河流域方面、②東方のコーカサス・イラン方面、③アラブ戦線である。③のアラブ戦線は18世紀後半以降に戦闘の舞台となっていく。ハプスブルク君主国は①の主要相手国であり、ロシアは①と②の両戦線にかかわり、18世紀以降はその南下政策がハプスブルク以上にオスマンに圧力をかけ解体を促していった。

さてオスマン勢力が、ヨーロッパの「脅威」から19世紀には「病人」にかわる変化の分岐点とみなされてきたのが1699年のカルロヴィッツの講和であった。オスマン帝国は16世紀中葉に大帝スレイマン1世（在位1520-1566年）のもと最盛期を迎えた。しかしその晩年から宮廷がみだれ、カリスマ性をもった君主が帝国の遠征を先導し領土を拡張し続ける時代から、弱体化した君主にかわり軍人官僚が政治をになう時代となる。気候変動の影響もあり、飢饉のおこった17世紀前半は危機の時代とよばれ、大規模な中央政府にたいする反乱が続いた。これを立て直したのがキョプリュリュ家であった。その勢いをもってキョプリュリュ家出身の大宰相カラ・ムスタファ・パシャが1683年に第二次ウィーン包囲を企てた。しかしスレイマン大帝の際に試みられた第一次ウィーン包囲の時と同じくウィーンを陥落させることはできなかった。ウィーンはオスマン帝国が西北に拡大した最前線でありついに落とすことができなかった都であった。しかも第一次ウィーン包囲の際とちがい、第二次ウィーン包囲の失敗はその後の長く断続的な戦いをもたらした。包囲に失敗したカラ・ムスタファ・パシャ処刑後も続いた、ハプスブルクやその他の神聖同盟諸国との戦いではオスマン帝国の敗戦が続き、1699年にハプスブルクとヴェネツィア、ポーランドとカルロヴィッツの講和を、ロシアとは1700年に別個にイスタンブル条約が結ばれた。この長い戦争はようやく終結したが、オスマン帝国ははじめて恒久的に領土を失い（ハンガリー）、またバルカン領などを前述の各国に割譲することとなった⁵⁾。外交面でいえば、この時オスマン側は初めて前線の軍人ではなく、文官を派遣し全権交渉にあたらせた。全権大使は書記局長 *reis'ül-küttâb* のラーミー・メフメト・パシャであり、通訳としてギリシア正教徒臣民である主席通訳 *baş tercümân* のアレクサンドル・マヴロコルダトスが同行していた。これはオスマン外交の担い手が文官たる書記官僚になっていく変化を象徴し、特に大宰相府が宮廷にかわり外交交渉の中心となり、18世紀には書記長職が外務大臣職に発展していくきっかけとなった⁶⁾。またその下にあった非ムスリムが長を務めた通訳局の重要性もたかまり、主席通訳を輩出したギリシア正教徒が力を伸ばす場となっていった⁷⁾。

しかし前述のとおり、オスマン帝国が1699年を境にただちに解体にむかったわけではなく、それまでにはまだ2世紀以上の長い時代が続く。近年では17世紀は危機の時代であったと同時に、それに対する財政・軍務の再編があり、さらに18世紀前半にも

続いた行政機構の再編が、それから200年以上長らえた基盤を形成したとする見方が重視されている。実際オスマン帝国は18世紀に入ってからハプスブルク、ロシアとさらに戦火を交えていくが、前半においては領土の奪還も果たしている。以下ではその時代における変化を検討する。

2. パッサロヴィッツ条約の締結と1718年通商航海条約

18世紀に入り、オスマン帝国は再びハプスブルク君主国やロシアとの戦争に突入した。1711年オスマン帝国はピョートル大帝率いるロシアとのプルートの戦いで勝利をおさめる。しかし1716年からのハプスブルクとヴェネツィアとの戦争でオスマン帝国は再び敗北し、バルカンの要衝ベオグラードを失った。ただしギリシアやクレタ島でのヴェネツィア戦線では有利に戦闘をすすめ、ヴェネツィア側はカルロヴィッツ条約で獲得したペロポネソス半島を返還した。一方ハプスブルクには敗北し、ハンガリーの残部、ワラキア西部（バナト地方）、セルビア北部、ボスニア北部などを割譲した。特にヨーロッパ戦線の前哨基地となっていたベオグラードの喪失はオスマン帝国にとっては大きな痛手であった。なお、ベオグラードは後述するが、この約20年後の戦争で再び奪還され以後19世紀までオスマン帝国の版図内にあり続けた。

さてこうした領土の割譲が約されたのが1718年のパッサロヴィッツ（現セルビア、ボジャレヴァツ）講和条約であった。そして、この時同時に通商航海条約も締結された。1718年の講和はイギリスやオランダの仲介によって成立した。実際に仲介にあたったのは、イギリスのロバート・サットン卿やオランダの駐イスタンブル大使ヤコブ・コリエルであり、彼らも条約に署名している。この1718年の講和では、講和条約本文にいわゆるカピチュレーションで扱われるような通商居留勅許の基盤たる条項が含まれており、同日締結された通商航海条約にはより具体的な通商条件などが記されている（表1-1、表1-2参照）。パッサロヴィッツ講和条約の主要な内容は領土割譲に関するものであったが、通商条約とあわせて、オスマン帝国の通商秩序にもかかわるものであった。T・ナフは、この時のオスマン帝国とハプスブルク君主国との交渉がその後の類似の交渉のモデルとなったとしているが、パナイテによればこれはさらにさかのぼる⁸⁾。その詳しい内容については、第3節で1747年の友好通商条約や仏英蘭の三国に対するカピチュレーションとの対比をしつつ分析していく。

17世紀末から18世紀の第1四半世紀にハプスブルクやロシアなどに敗北することにより、オスマン帝国の対外姿勢は、特にヨーロッパとの前線で、遠征による領土獲得から、戦争を回避して内政再建にむかう消極的なものに転じていく。また優越するオスマン側がヨーロッパから学ぶことは何もないという姿勢から、ヨーロッパの文物や文化から学ぶという意識が、エリート層の一部に芽生える。オスマン帝国は18世紀末のセリム3世時代の改革期まで、常駐使節を海外に置かなかつたが⁹⁾、必要に応じて派遣され

18世紀前半におけるオスマン帝国とハプスブルク君主国間の通商条約（松 井）

表1-1：1718年パッサロヴィッツ講和条約（全20条）中の通商居留関連条項

条項	概要
XI	ローマ・カトリック教会の修復、信仰の自由、エルサレムと聖地。
XIII	商人たち、パスポートと許可証、領事、通訳、アルジェリア人その他、海賊の鎮圧。
XVII	大使、儀礼、貢納品、大使の取り扱い。
XVIII	大使、在駐公使、その他についての規定。伝令の安全保障と取り扱い。

表1-2：1718年オスマン＝ハプスブルク通商航海条約の概要 全20条

条項	概要
前文	前文
I	貿易の自由。禁輸品。船舶の修理と糧食の供給。
II	ドナウ河、貿易の自由。内陸への商品の輸送。商業拠点エンポリウム。
III	3%の関税。免除。低関税の支払い、関税回避、処罰、税の強制取り立ての禁止、許可証ライセンス、商業拠点エンポリウム。
IV	商品の購入と取引、禁輸品の購入と免除。
V	領事の任命その他。死亡したオーストリア商人の財産。通訳。領事の諸特権など。オスマン監獄へのオーストリア臣民の投獄の禁止。個人的な信仰の自由。裁判。船舶抑留の禁止。裁判所への不出廷。オーストリア商人の免除。
VI	トルコ人代理人の任命と保護。死亡したムスリム商人の財産。
VII	オスマン帝国の港におけるオーストリア船に対する妨害の禁止。
VIII	遭難したオーストリア船。難破船からの商品。
IX	オーストリア商人に対する海賊を口実とする妨害の禁止。
X	オーストリア船上のオスマン臣民。
XI	オーストリア商船によるオスマン軍などの輸送の禁止。
XII	海上における相互表敬。
XIII	オーストリア商人の移動の自由。パスポート。
XIV	ユダヤ人による商取引への介入の禁止。罰則。
XV	オーストリア商品の保管。
XVI	ムスリムへの改宗。
XVII	海賊船上のオーストリア商人。
XVIII	戦時における猶予期間。
XIX	ペルシア商人。5%の関税。
XX	30日以内の批准。交換。日付。

Hertslet, Edward ed. (1875), *Treaties and Tariffs Regulating Trade between Great Britain and Foreign Nations: and extracts of Treaties between foreign Powers containing Most-Favoured-Nation Clauses applicable to Great Britain in force on the 1st January, 1875: TURKEY*, London. pp. 83–84を基に作成。

その他の参考文献：

cf. BOA, *Düvel-i Ecebi Defterleri*, A [DVNSDVE d. 57/1: Nemçelü Ahid Defteri 1567–1795 (N975–C1210)], s. 55–61; 62–66.

フランス語訳：Noradounghian, G. ed.(1897), *Recueil d'actes internationaux de l'Empire Ottoman*, Paris, (KRAUS Reprint, Nendeln/Liechtenstein), vol. 1, pp. 208–216; 216–227.

オスマン語刊行条約集：Mu‘ahedât Mecmū‘ası, (1877–1881 (Hijri 1294–1298)), 5 vols., Istanbul. (Reprinted in 2008, Mu‘ahedât Mecmū‘ası. 5 vols. Ankara: TTK.), cilt. 3, s. 102–112; 112–120.

てきた使節の派遣回数が増えていった。特に、アフメト3世（在位1703-1730年）の時代には大宰相ダーマード・イブラヒム・パシャが宮廷に西洋の文化をとり入れ、チューリップ時代と呼ばれた。彼がフランスに派遣したのがイルミセキズ・チェレビであり、帰国後君主に献上した見聞記は当時のオスマン官僚の意識変化の一例としてしばしば取り上げられる。しかしこうした「西洋化」は、他方で権益を脅かされると感じた守旧勢力の反発をかうこととなり、1730年のパトロナ・ハリルの乱でアフメト3世は退位させられ、チューリップ時代は終わりを遂げた。

3. 1739年ベオグラード条約と1747年友好通商条約

ヨーロッパ戦線では消極的に戦争を回避していたオスマン帝国であったが、1736年にはバルカン情勢をめぐり、再びロシアやハプスブルク君主国との戦闘に巻き込まれた。1736年オスマン帝国の衰退をみてとったロシアがワラキア方面に侵攻、ハプスブルクも参戦しセルビア方面からオスマン帝国を攻めた。1738年5月ロシアのアンドレイ・オステルマンは、フランスのルイ・ソーヴール・ヴィユヌーヴ侯爵に仲介を依頼、しかしオスマン側は応じなかった。膠着状態が続くなか、フランスのアンドレ・エルキュール・ド・フルーリー枢機卿が再びヴィユヌーヴに仲介を命じた。ワラキアやセルビアで劣勢に立ちながらも、オスマン側はハプスブルクとの戦線でベオグラードを包囲した。ベオグラード防衛にあたっていたゲオルク・オリヴィエル・フォン・ウォリス元帥とその後任ヴィルヘルム・ラインハルト・フォン・ナイペルク将軍は、持ちこたえられないと判断し講和に応じた。オスマン側の代表はマフムト1世（在位1730-1754年）の使節であった。この結果オスマン側はハプスブルクからパッサロヴィッツ条約での失地、すなわち、ベオグラードを含むセルビア王国、テメシュヴァールのバナトの南部、ボスニア北部を奪還し、境界線はサヴァ川とドナウ川となった。ウォリスとナイペルクは皇帝カール6世によって投獄された。なお1718年にハプスブルクが設立したセルビア王国は滅亡し、18世紀末の短い復活の後、最終的な独立は19世紀後半までもちこされた¹⁰⁾。

一方ロシアは戦闘を有利に進めていたが、ハプスブルクが講和に応じたこと、北方のスウェーデンの脅威が生じていたことを背景に講和を急ぎ、同年ニシュ条約を締結した。この結果オスマン側はロシアのアゾフ港建設を認めた。オスマン帝国では講和の後、主戦派であったイエエン・メフメト・パシャが講和派によって更迭された。フランスは仲介の労をオスマン側から認められ、それまでに例をみない優遇条項を含んだ1740年対仏カピチュレーションを獲得したうえ、ロシアのダーダネルスとボスポラス両海峡への接近を防ぐことに成功した。1747年ハプスブルク君主国は、1739年ベオグラード条約での講和を背景に、フランソワ1世の派遣した駐イスタンブル大使フランチェスコ・クルシュマンを通じてオスマン側に通商居留勅許を申請、これにこたえる形で1747年に友好通商条約が締結された。

4. 通商条約の内容と18世紀前半における特徴——カピチュレーションとの対比

以下では1718年パッサロヴィッツ条約と1718年通商航海条約¹¹⁾、1747年友好通商条約（表2参照）¹²⁾の内容について、17世紀後半から18世紀前半に恵与された仏英蘭のカピチュレーション¹³⁾とも比較しつつ検討する。

4-1. 条約の主な内容

ハプスブルク君主国は、オスマン側では一般に「意味不明の言語ネムチェNemçe [すなわちドイツ語（を話す人々の国)]」と総称されている。18世紀前半のアフドナーメでは、ハプスブルク君主の称号は例えば「ローマ皇帝かつゲルマニア王かつロレーヌ（ロートリンゲン）およびトスカナの大公であり、その他多くの諸領邦の侯や伯 Roma İmparatoru ve Cermanya kiralı ve Rolina ve Toşkana'nın Düka-yı Kebîri vesâir nice mahalleriñ prinçi ve kontesi¹⁴⁾」となっている。

・友好関係

講和の条件として友好関係の樹立が必要条件として重視されている。「我々の友人 dostmuz」「和平 şulh」の用語が散見される。友好関係は仏英蘭に対するカピチュレー

表2：1747年オスマン＝ハプスブルク友好通商条約（全17条）の概要

条項	概要
前文	前文
I	東ローマ帝国、トスカナ大公国、ハンプルク市臣民の通商・居留の自由。
II	双方の商人の貿易の自由、安全保障。
III	友好の確認。オスマン臣民の取り扱い。相互規定。
IV	地中海沿岸都市における領事の設置。領事の地位。
V	オーストリア船のオスマン領内の港への来航の自由。
VI	海難事故の際の救援。検疫。
VII	マルタの海賊。
VIII	オーストリア船へのオスマン臣民の乗船。仏英蘭の規定と同様。
IX	オーストリア商船による [オスマン] 国家の必需品や軍隊の輸送。
X	海上での双方の船舶の表敬。
XI	オーストリア商人のオスマン領内での移動の自由。
XII	ユダヤ人による通商取引仲介の禁止。
XIII	イスラームへの改宗。
XIV	オーストリア臣民が海賊の捕虜になった場合の解放。
XV	規定への違反行為の通告と処罰。
XVI	トリポリとチュニスの海賊への通告。
XVII	両当事者の合意、署名。

BOA, Düvel-i Ecnebi Defterleri, A [DVNSDVE d. 59/3: Nemçelü Ahidname Defteri.

オスマン語刊行条約集：Mu'âhedât Mecmû'ası, (1877-1881 (Hijri 1294-1298)), 5 vols., Istanbul. (Reprinted in 2008, Muâhedât Mecmû'ası. 5 vols. Ankara: TTK.), cilt. 3, s. 135-142. を基に作成。

ション発出の必須条件でもあり、カピチュレーション型の条約の書に典型的にみられる「友好と誠実 *müvâlat ve muşâfat*」の語も使われている。ただし、カピチュレーション型が講和型の文書と違う点は、後者が相互に通商と居留を認めている点である（パッサロヴィッツ条約：前文、第11条；1718年通商航海条約：前文；1747年友好通商条約：前文、第2条、第3条他）。

・通商居留勅許

オーストリア商人の生命・財産が保障され、帝国内での自由な通商活動、居留が認められた。オスマン領土内に渡来するオーストリア人はイスラーム法に基づき、ムスタミン（非ムスリム非オスマン臣民）すなわち安全アマン *amān* を保障されたものとみなされる。ただしこのムスタミンの資格で滞在できる期間はイスラーム法上は1年となっており、1年を超えた場合はオスマン臣民である非ムスリムのズインミー（庇護民）となり、オスマン政府に対して人頭税（ジズヤ）の支払い義務が発生する。しかし実質はムスタミンでいられる期間はオスマン帝国において、カピチュレーション恵与が進むにつれ有名無実化し不問にふされるようになった。カピチュレーションの場合は発出したスルタンの代の間有効とされたが、1740年の対仏カピチュレーションが代わり毎の更新も不要としたため、実質上期間が問われない形になった。パッサロヴィッツ条約の場合は条約の有効期間が明記されており、24年間、ベオグラード条約は27年間となっている。なお1747年友好通商条約の期間は明記されず、実質期限なしで認められたと考えられる（パッサロヴィッツ条約：第13条、第20条；1718年通商航海条約：第1条、第5条；1747年友好通商条約：第1条）。

・大使館・領事館設置、領事裁判権、領事館でのオスマン臣民通訳や護衛イェニチェリの雇用

オスマン領土内での大使、領事の設置が許可され、オーストリア人どうしの係争については領事裁判権が認められた。ただしオスマン臣民との間の係争はイスラーム法廷に、また3000アクチェ以上の訴訟についてはイスタンブルの御前会議に管轄権があった（なおこの額は対仏英蘭カピチュレーションでは4000アクチェ以上となっている）（パッサロヴィッツ条約：前文、第13条、第17条、第18条；1718年通商航海条約：前文、第5条；1747年友好通商条約：第2条、第3条、第4条）。

・海賊からの保護規定、オーストリア人捕虜の解放

当時地中海域は海賊が跋扈する場であったから、この規定はハプスブルク側から強く求められた。北アフリカ沿岸部の多くは少なくとも名目上はオスマン支配下であったから、オスマン政府の要請があれば海賊行為を減じることができると期待された。しかし実効性はあまりなく、西欧諸国は、実質上の統治者である北アフリカ沿岸諸国君主との直接の取決めを同時並行ですすめていった（パッサロヴィッツ条約：前文、第13条；1718年通商航海条約：前文、第9条；1747年友好通商条約：第7条、第14条、第16条

他)。

・貿易品

禁輸品以外の商品の交易は自由であった。穀物、絹、塩の輸出は特例で認められた。また鉄、錫、金、銀の輸入に関する規定もある（1718年通商航海条約：前文、第4条；1747年友好通商条約：第2条）。

・関税規定

17世紀初めにイギリスに認められた3%関税はイギリスだけに認められており、フランスやヴェネツィアは従来通り5%の関税を支払っていた。オランダ商人に対する関税は1612年、フランス商人に対する関税は1673年のカピチュレーションで3%とされている。1718年以降ハプスブルクにもこの関税率が適用された。なおペルシア商人（多くはアルメニア商人と考えられる）の関税は5%と設定されている（1718年通商航海条約：第3条、第19条；1747年友好通商条約：第2条、第3条、第4条）。

・宗教関連規定（教会の修復・巡礼）

信仰の自由を保障することに関連し、教会の修復や聖地エルサレムへの巡礼の保護規定が挿入された。同様の規定はフランスやオランダのカピチュレーションには見られるが、対英カピチュレーションにはない（1718年通商航海条約：第11条）。

・ユダヤ商人に関する規定

仏英蘭に対するカピチュレーションにみられない通商規定として、ユダヤ人商人の仲介に対する規制がある。ハプスブルク側がオーストリア商人との競合関係を懸念して挿入された項目と推定される（1718年通商航海条約：第14条；1747年友好通商条約：第12条）。

・最恵国待遇

オーストリア商人に対し、仏英蘭などの友好国やポーランドに認められていたのと同等の権利を認める規定があり、これは最恵国待遇の雛形といえる（1747年友好通商条約：第2条、第3条、第8条）。

4-2. 通商条約締結までの流れ——1747年友好通商条約の事例

講和条約型のアフドナーメはまず前線で両当事国の代表が草案 *temesük* を取り交わし、これを基に最終的にイスタンブルで「条約の書アフドナーメ」が最終文書として発布される。これを受けて相手側の受諾書（批准書）*taşdiknâme* も要請される。これに対して仏英蘭に対するカピチュレーション型のアフドナーメは、始めからイスタンブルで請願されて発布され、返書も想定されていない¹⁵⁾。ハプスブルク君主国と1747年に締結した友好通商条約は、内容的にはカピチュレーションと同様の通商居留勅許を認める通商条約であり、講和条約ではないが、講和条約の手続きにそって発出されている。まず1747年5月27日（イスラム暦1160年ジュマダー・アルウラー月17日）にオスマン側からのオスマン語の草案とハプスブルク側からのラテン語による草案が交換され、

その約2か月後の7月29日（イスラム暦ラジャブ月21日）に最終文書たるアフドナーメが発出され、同日ハプスブルク側からの批准書（返書）*taşdiknâme* もオスマン政府に提出されている。またこの発出と関連して、オスマン政府から北アフリカ所領（アルジェリア、チュニス、トリポリ）にも訓令が出され、アフドナーメの遵守が促されている。さらにハプスブルクは北アフリカと直接盟約を締結していたこともアフドナーメを記録した同じ台帳から確認できる¹⁶⁾。

おわりに

以上18世紀前半におけるオスマン帝国とハプスブルク君主国の通商関係を、条約の書（アフドナーメ）の分析をつうじて検討した。フランスやイギリス、オランダといった友好国に対する一方的恵与としての通商居留勅許は、敵対国であるハプスブルクやポーランド、ロシアに対しては、より相互的な形式である講和条約の範疇で、あるいは停戦時（平時）であっても、カピチュレーション対象国とは違い、返書が要求され近代的な条約という批准書をかわすという手続きがとられた。また敵対国は国境線を接する隣国がその境界争いの種となるため、フランスやイギリス、オランダよりも密接な関係が存在する。人や物の交流も陸続きのためより頻繁であり、フランスやイギリス、オランダに対しては求めていなかった¹⁷⁾オスマン臣民のハプスブルク領内での通商の自由や生命・財産の保障を相互的に約する形式をとっている。これはポーランドの事例にみられるものに近い。18世紀をつうじてオスマン帝国の通商規定は、他の外交交渉と並びより西欧的な対等性をもつものに形式的にも内容的にも推移していった。

1740年以降オスマン帝国は、ヨーロッパ方面で1768年の露土戦争勃発まで、約30年にわたって戦争のない状態を続けた。しかし対東方、イランとは戦闘が断続的に継続していた。その間ヨーロッパではオーストリア継承戦争（1740-1748年）と七年戦争（1756-1763年）がおこり軍事力の革新が進んだ。オスマン側も散発的な軍事改革を行ったものの、18世紀後半の露土戦争においてヨーロッパ諸国に対する相対的な軍事力の低下が白日の下にさらされることになった。大敗を喫したオスマン帝国は1774年にロシアと帝国史上もっとも屈辱的なキュチュク・カイナルジャ条約締結を余儀なくされた。この第11条に基づき、1783年にロシアと通商条約が締結され、仏英蘭へのカピチュレーションと同様の通商居留勅許が条約の形式で締結された。翌1784年にはハプスブルク君主国とも通商条約が締結される。この18世紀後半における変化はオスマンの通商秩序の変容を決定づけるものであった。この両条約や18世紀にオスマン帝国と新たに公式の通商関係に入った諸国との通商条約については、今後検討していく予定である。

注

- 1) Faroqhi (1994); Darling (1996).
- 2) De Groot (2003).
- 3) Panaite (1994); (1998).
- 4) 他に勅許状台帳や外国商人の条件についての台帳など数冊が含まれる。
- 5) オーストリアにハンガリー、トランシルヴァニア公国、スラボニアを割譲、ヴェネツィアにダルマチアとモレア（ペロポネソス）を割譲、ポーランドにポドリア（現ウクライナ、ボジーリャ）を割譲。またイスタンブル条約でロシアにアゾフを割譲した。この時イスタンブルで交渉にあたったフョードル・ゴロヴィンであった。
- 6) 書記長職の発展については次を参照。Ahishali (2001).
- 7) ファナリオット。
- 8) Naff (1977); Panaite (1994).
- 9) 常駐使節は1793年にウィーンに初めて設置される。しかしセリム3世が改革に反対する守旧派勢力によって廃位させられるとこの常駐制度も中断する。常駐外交使節派遣は、1826年に守旧派の核であったイエニチェリ軍団を廃止させたマフムト2世によって再開された。
- 10) セルビアと対比し、モルドヴァ・ワラキアの領有権については以下を参照。黛 (2013)。
- 11) テキストについては、イスタンブルのオスマン文書館所蔵 BOA, A {DVNSDVE d. 57/1, s. 55–61; 62–66; TS MA d. 7018/01, folio 19–22; 7018/02, folio 25–31; 31–35. 後2冊の台帳（トプカプ宮殿文書類：台帳）は、もともとはトプカプ宮殿文書館所蔵であった史料である。TS MA d. 7018/01 台帳末尾に挿入された書付から、18世紀後半（おそらく露土戦争時）にメフメト4世期の「条約の書」の抜粋を君主から命じられ編纂されたものと考えられる。フランス語訳については、Noradounghian, G. ed. (1897–1903), vol. 1, pp. 208–216; 216–227. オスマン語テキストについては刊行条約集 *Mu'āhedāt Mecmū'ası*, (1877–1881(Hijri 1294–1298)), vol. 3, pp. 102–112; 112–120にも所収されているが写し間違いや誤植が散見されるため使用には注意が必要。
- 12) テキストについては、イスタンブルのオスマン文書館所蔵 BOA, A {DVNSDVE d. 59/3, s. 15–23; オスマン語テキストについては刊行条約集 *Mu'āhedāt Mecmū'ası*, (1877–1881(Hijri 1294–1298)), vol. 3, pp. 135–42.
- 13) 仏英蘭に対するカピチュレーションの概要については次を参照。松井 (2019); (2021); (2022).
- 14) 1747年友好通商条約、前文。なおオスマン帝国の勢力がより強力であった16世紀前半において、ハプスブルク君主はオスマン君主たる大王パーディシャーより格下とされ、皇帝インパトルやツァー^{çasar}の称号はゆるぎされていなかった。例えば1533年の休戦協定において、カール5世やフェルディナント1世は地方の王クラルにすぎず、それぞれ「スペインの王」「ウィーンの王」でしかなかった。澤井 (2013)、15頁。
- 15) Theunissen (1998); Kołodziejczyk (2000); 松井 (2004).
- 16) BOA, A {DVNSDVE d. 59/3.
- 17) もっとも暗黙裡には相互的処遇が求められていたとされる。İnalçık (1971).

参考文献

未刊行史料

- ・トルコ：オスマン文書館、イスタンブル（Devlet Arşivleri Başkanlığı, BOA: Başkanlık Osmanlı

Arşivi)

Düvel-i Ecnebi Defterleri, A [DVNSDVE d. 57/1: Nemçelü Ahid Defteri 1567–1795 (N975-C1210).

Düvel-i Ecnebi Defterleri, A [DVNSDVE d. 59/3: Nemçelü Ahidname Defteri.

Topkapı Sarayı Müzesi Defterleri BOA, TS MA d. 7018.01; 7018/02.

刊行史料および条約集

Feridun Bey (1859 (h.1275)), *Mecmū'a-i Münşe'atü's-selātin*, İstanbul, vol. 2.

Hertslet, Edward ed. (1875), *Treaties and Tariffs Regulating Trade between Great Britain and Foreign Nations: and extracts of Treaties between foreign Powers containing Most-Favoured-Nation Clauses applicable to Great Britain in force on the 1st January, 1875*: TURKEY, London.

Kurdakul, Necdet (1981), *Osmanlı Devleti'nde Ticaret Antlaşmalar ve Kapitülasyonlar*. İstanbul.

Mu'ahedāt Mecmū'ası, (1877–1881 (Hijri 1294–1298)), 5 vols., İstanbul (Reprinted in 2008, *Mu'ahedāt Mecmū'ası*. 5 vols. Ankara: TTK).

Noradounghian, G. ed. (1897–1903), *Recueil d'actes internationaux de l'Empire Ottoman*, 4 vols., Paris (KRAUS Reprint, Nendeln/Liechtenstein).

研究書

Abou-El-Haj, Rifa'at (1967), "Ottoman Diplomacy at Kalrowitz" in *Journal of American Oriental Society*, v. 87, no. 4, pp. 498–512.

Abou-El-Haj, Rifa'at Ali (1969), "The Foramal Closure of the Ottoman Frontier in Europe: 1699–1703," *Journal of American Oriental Society*, 89, pp. 467–475.

Abou-El-Haj, Rifa'at (1974), "Ottoman Attitude Toward Peace Making: The Kalrowitz Case" in *Der Islam*, v. 51, pp. 131–137.

Abou-El-Haj, Rifa'at (1991), *Formation of the Modern State: The Ottoman Empire, Sixteenth to Eighteenth Centuries*, Albany.

Ahışhalı, Recep (2001), *Osmanlı Devlet Teşkilatında Reisülküttâblık (XVIII. Yüzyıl)*, İstanbul.

Aksan, Virginia (1995), *An Ottoman Statesman in War and Peace: Ahmed Resmi Efendi, 1700–1783*, Leiden.

Aksan, Virginia (2006), "War and Peace," in Suraiya Faroqhi ed. *The Cambridge History of Turkey*, vol. 3, pp. 81–117.

Aksan, Virginia (2015), *The Ottoman Wars 1700–1870: An Empire Besieged* 15), Routledge.

Aksan, Virginia (2021), *The Ottomans, 1700–1923: An Empire Besieged*, Routledge.

Van den Boogert, Maurits H. and Kate Fleet eds. (2003), "The Ottoman Capitulations: Text and Context," special issue, *Oriente Moderno*, vol. 22 n.s. (83), 3.

Bulut, Mehmet (2001), *Ottoman-Dutch Economic Relations in the Early Modern Period 1571–1699*, Hilversum.

Castiglione, Frank, Ethan Menchinger and Veysel Şimşek eds., (2020), *Ottoman War and Peace: Studies in Honor of Virginia Aksan*, Leiden: Brill.

Darling, Linda (1996), *Revenue-Raising & Legitimacy: Tax Collection & Finance Administration in the Ottoman Empire 1560–1600*, Leiden: Brill.

Eldem, Edhem (2006), "Capitulations and Western Trade," in S. Faroqhi ed., *The Cambridge History of Turkey*, vol. 3, pp. 283–335.

Fassbender, Bardo and Anne Peters eds. (2012), *The Oxford Handbook of the History of International*

- Law, Oxford.
- Faroqhi, Suraiya (1994), "Crisis and Change," in Halil İnalçık and Donald Quataert eds., *An Economic History of the Ottoman Empire*, Cambridge U.P.
- Faroqhi, Suraiya (2004), *The Ottoman Empire and the World Around It*, London/New York.
- Genç, Mehmet (2000), *Osmanlı İmparatorluğunda Devlet ve Ekonomi I*, Istanbul.
- De Groot, Alexander H. (2003), "The Historical Development of the Capitulatory Regime in the Ottoman Middle East from the Fifteenth to the Nineteenth Centuries," *Oriente Moderno*, vol. 22 n.s. (83), pp. 575–604.
- Heywood, Colin and Ivan Partev eds. (2016), *The Treaty of Carlowitz (1699): Antecedents, Course and Consequences*, Brill: Leiden.
- İnalçık, Halil (1971), "İmtiyâzât, ii. The Ottoman Empire," *The Encyclopedia of Islam*, 2nd Edition, Leiden, vol. 3, pp. 1179–1189.
- Kołodziejczyk, Dariuz (2000), *Ottoman-Polish Diplomatic Relations (15th-18th Century): An Annotated Edition of 'Ahdnames and Other Documents*, Leiden.
- Kütükoğlu, Mübahat (1988), "Ahidnâme: Türk Tarihi," *Türkiye Diyanet Vakfı İslam Ansiklopedisi*, sayı 1, s. 536–540.
- Kütükoğlu, Mübahat (2000), "Ahidnames and the Trade Pacts," in K. Çiçek et al. eds., *The Great Ottoman, Turkish Civilisation*, Ankara, pp. 207–219.
- Matsui, Masako (2011), *From Sultan's Favor to Instruments of European Expansion*, (unpublished Ph.D Dissertation, Tokyo University).
- McGowan, Bruce (1994), "The Age of the *Ayans*," in Halil İnalçık and Donald Quataert eds., *An Economic History of the Ottoman Empire*. Cambridge U.P.
- Naff, Thomas (1977), "Ottoman Diplomatic Relations with Europe in the Eighteenth Century: Patterns and Trends," in Thomas Naff and Roger Owen eds., *Studies in Eighteenth Century Islamic History*, London and Amsterdam, pp. 88–107.
- Panaite, Viorel (1994), "Trade and Merchants in the 16th Century. Ottoman-Polish Treaties," *Revue des études sud-est européennes*, 32, pp. 259–276.
- Panaite, Viorel (1998), "The Status of Trade and Merchants in the Ottoman-Polish 'Ahdnâmes (1607–1699)," *Archiv Orientalno Supplementa*, 8, pp. 275–298.
- Panaite, Viorel (2010), "Western Diplomacy, Capitulations and Ottoman Law in the Mediterranean (16th–17th Centuries): The Diplomatic Section of the Manuscript Turc 130 from the Bibliothèque Nationale in Paris," in Seyfi Kenan ed., *Osmanlılar ve Avrupa: Seyahat, Karşılaşma ve Etkileşi/The Ottomans and Europe: Travel, Encounter and Interaction*, Istanbul, pp. 357–383.
- Panaite, Viorel (2019), *Ottoman Law of War and Peace: The Ottoman Empire and Its Tribute-Payers from the North of Danube*, 2nd edition, Leiden/Boston.
- Theunissen, Hans (1998), *Ottoman-Venetian Diplomats: The Ahd-names-The Historical Background and the Development of a Category of Political-Commercial Instruments together with an Annotated Edition of a Corpus of Relevant Documents*, based on his unpublished dissertation of 1991 with minor change published on Internet Base. *Electronic Journal of Oriental Studies*. (<http://www2.let.uu.nl/Solis/anpt/ejos/EJOS-I2.html>. 2003年ダウンロード。現在このサイトは参照できなくなっている。)
- Zarinebaf, Fariba (2018), *Mediterranean Encounters: Trade and Pluralism in Early Modern Galata*, Oakland, California.

- 新井政美 (2002) 『オスマン vs. ヨーロッパ』 講談社選書メチエ。
大津留厚他編 (2013) 『ハプスブルク史研究入門』 昭和堂。
尾高晋己 (2010) 『オスマン外交のヨーロッパ化—片務主義から双務主義へ—』 溪水社。
河野淳 (2010) 『ハプスブルクとオスマン帝国 歴史を変えた〈政治〉の発明』 講談社選書メチエ。
澤井一彰 (2013) 「近世におけるオスマン帝国とハプスブルク君主国」 大津留他編 (2013)、13-15頁。
堀井優 (2009) 「オスマン朝の対仏カピチュレーション (1740年)」 歴史学研究会『世界史史料』 第8巻、108-110頁。
松井真子 (2004) 「オスマン帝国外交史研究の動向：「条約」文書の変容を手がかりに」 『イスラーム世界』 63、54-64頁。
松井真子 (2019) 「1675年条文にみる対英カピチュレーションの構成と変容」 『愛知学院大学文学部紀要』 第48号、19-35頁。
松井真子 (2021) 「1680年対蘭カピチュレーションの概容」 『人間文化』 第36号、151-168頁。
松井真子 (2022) 「1673年と1740年の対仏カピチュレーション」 『愛知学院大学文学部紀要』 第51号、123-134頁。
黛秋津 (2013) 『三つの世界の狭間で—西欧・ロシア・オスマンとワラキア・モルドヴァ問題—』 名古屋大学出版会。

[付記] 本稿は令和2-3年度日本学術振興会研究費基盤研究(C) (課題番号19K01535) による研究成果の一部である。